

6. 航空機燃料譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の用途]				
空港関係 市町村 及び 空港関係 都道府県 [国]	<p>1. 航空機燃料税は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空機燃料1キロリットルにつき (平成23年4月1日～平成32年3月31日) (本則)</td> <td>18,000円 (26,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の9分の2(※)に相当する額とし、(平成23年4月1日～平成32年3月31日)空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する。(※本則 13分の2)</p> <p>3. 航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額を空港関係市町村に対し、2分の1の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の2分の1の額を当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。 ※激変緩和措置あり</p> <p>4. 航空機燃料譲与税の5分の1に相当する額を空港関係都道府県に対し、2分の1の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の2分の1の額を当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。 ※激変緩和措置あり</p>	区 分	税 率	航空機燃料1キロリットルにつき (平成23年4月1日～平成32年3月31日) (本則)	18,000円 (26,000円)	<p>9月：前年度3月～8月 収入分</p> <p>3月：9月～2月収入分</p> <p>[航空機の騒音により生ずる 障害の防止、空港とその周辺 の整備及び空港対策に関する 費用に充てる]</p> <p>※激変緩和措置 平成25年度以前 着陸料割1/3 世帯数割2/3 平成26年度 着陸料割7/18 世帯数割11/18 平成27年度 着陸料割4/9 世帯数割5/9 平成28年度以降 着陸料割1/2 世帯数割1/2</p>
区 分	税 率					
航空機燃料1キロリットルにつき (平成23年4月1日～平成32年3月31日) (本則)	18,000円 (26,000円)					

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	3,177,649	2,715,665	2,716,397	2,412,001	2,671,642

7. 利子割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の用途]				
市町村 [道府県]	<p>1. 道府県民税利子割は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払を受けるべき利子等の額に対し</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年1月1日以後に支払いを受ける利子等については、個人のみ。</p> <p>2. 当該道府県に納付された利子割額に99%(平成18年度までは95%)を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、利子割交付金の交付総額とする。</p> <p>3. 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額の割合であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	支払を受けるべき利子等の額に対し	5%	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率					
支払を受けるべき利子等の額に対し	5%					

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	496,365	484,083	414,936	216,435	401,927